

## つくば市社協障害者相談支援事業所指定一般相談支援事業運営規程

### (事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人つくば市社会福祉協議会（以下、「事業者」という。）が開設するつくば市社協障害者相談支援事業所（以下、「事業所」という。）において行う障害者自立支援法（以下、「法」という。）に基づく一般相談支援事業の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、事業所を利用する障害者（以下、「利用者」という。）の意思及び人格を尊重し、適切かつ効果的な相談支援を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 事業者は、地域相談支援（法に基づく地域移行支援及び地域定着支援をいう。以下同じ。）の提供に当たっては、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との緊密な連携を図りつつ、利用者の意向、適正、障害の特性その他の事情に応じて、次のとおり適切かつ効果的なサービスの提供に努めるものとする。
- 2 地域移行支援の提供に当たっては、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者につき、住居の確保やその他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を適切かつ効果的に行うものとする。
  - 3 地域定着支援の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者との常時の連絡体制を確保し、当該利用者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談やその他の必要な支援を適切かつ効果的に行うものとする。
  - 4 事業者は、地域相談支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
  - 5 事業者は、その提供する地域相談支援の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
  - 6 前5項に掲げるもののほか、事業者は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）及び同法に基づく事業の人員及び運営に関する基準、その他関係法令等を遵守して事業を実施するものとする。

### (地域生活支援拠点等の機能を担う事業所)

第3条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第百十六号）第二の三」に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。

(1) 相談

緊急時の支援が見込めない障害者等の世帯を事前に把握した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要な障害福祉サービス等の利用調整及び相談その他必要な支援を行う機能をいう。

(2) 緊急時の受入れ及び対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の事故、不在、急病等による緊急の事態等が生じた場合における障害者等の受入及び医療機関への連絡等必要な対応を行う機能をいう。

(3) 体験の機会及び場の提供

病院や施設、親元からの自立等に当たって、障害福祉サービス等の利用並びに一人暮らしの体験の機会及び場を提供する機能をいう。

(4) 専門的人材の確保及び養成

医療的ケアが必要な者、行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保及び専門的な対応ができる人材の養成を行う機能をいう。

(5) 地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応することができる障害福祉サービス等の提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能をいう。

(事業所の名称等)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 つくば市社協障害者相談支援事業所

(2) 所在地 つくば市台町1丁目2番地2

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 相談支援専門員1名以上

相談支援専門員は、第3号に掲げる地域移行支援・地域定着支援担当者として当該職種に係る業務を行うほか、他の地域移行支援・地域定着支援担当者に対し、技術的指導及び助言を行う。

(3) 地域移行支援・地域定着支援担当者1名以上

地域移行支援・地域定着支援担当者は、基本相談支援に関する業務を行うほか、地域移行支援計画及び地域定着支援台帳の作成、その他の地域相談支援に関する業務を行う。

(4) 事務職員 1名(兼務)

事務職員は、事業所運営に必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(地域相談支援の内容及び提供方法)

第7条 事業所において行う地域移行支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 利用者の住居の確保、その他の地域生活への移行のための活動に関する相談及び援助

(2) 障害福祉サービスの体験的な利用

(3) 地域生活への移行のための単身での生活に向けた体験的な宿泊

(4) 地域移行支援計画の作成

(5) 前各号に付帯するその他必要な援助

2 事業所において行う地域定着支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 常時の連絡体制の確保による緊急時等における相談及び必要な支援

(2) 地域定着支援台帳の作成

(3) 前各号に付帯するその他必要な援助

(利用者等から受領する費用の種類及びその額)

第8条 事業者が地域相談支援を提供した際に受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、原則として、事業者が各市町村から代理受領するものとする。

2 事業者は、地域相談支援の提供にあつては、次条に定める通常の事業の実施地域を超えてサービスを提供したときに要した交通費について、その実費を徴収するものとする。その際、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を超える地点から目的地までの距離に、1kmあたり20円を乗じて得た額とし、支払いを受けたときには必ず領収書を発行する。

3 事業者は、前項の支払いを受ける場合には、利用者又は家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の通常の事業の実施地域は、つくば市全域とする。

(苦情解決)

第10条 事業者は、事業所において提供した地域相談支援に関する利用者及びその家族からの苦情を解決するために、必要な措置を講じるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 虐待の防止に関する委員会の開催
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

2 事業所は、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(衛生管理等)

第12条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

- 2 事業所は、当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
- 3 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
  - (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催
  - (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
  - (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための職員研修及び訓練の実施

(職場におけるハラスメントの防止)

第13条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

2 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変

更を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業者は、事業所において適切な地域相談支援が提供できるよう従業員の業務体制を整備するとともに、従業員の資質向上を図るために次のとおり研修の機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年1回以上

2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

3 事業者は、従業員が、従業員でなくなった後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を雇用契約において定めるものとする。

4 事業者は、利用者に対する地域相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該地域相談支援を提供した日から5年間保存するものとする。

(委任)

第16条 この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、その都度協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。